

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第 67 回）

議事録

日 時 令和 7 年 8 月 6 日（水）14:00～15:00

場 所 名古屋能楽堂 会議室

出席者 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

オブザーバー

渋谷 啓一	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	（リモート）
平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	（リモート）
水越 佑樹	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室主査	

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護課

議 題 (1) 植栽管理計画の実施について

その他

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第 67 回）資料

事務局	1 開会 2 あいさつ 本日はご多用の中、暑い中、第 67 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、オンラインで参加の渋谷様、平澤様、よろしくお願いいたします。本日議題としますのは、植栽管理の実施についてです。限られた時間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。 3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介 4 本日の会議の内容 資料の確認をいたします。A4 が 1 枚で、表面に会議次第、裏面に出席者名簿です。次に A4 が表だけで、座席表。次に A3 で、表面だけで議題 1、次に令和 7 年度事業予定についてという表です。次に、本日の議題となる、右肩に 67 全体 資料 1 と書いてあり、左にタイトルが「植栽管理計画実施について」が A3 で 4 枚となっています。構成員、オブザーバーの皆様には参考資料として、現状変更許可申請の案件の実績をまとめた資料を A4 で 1 枚配布しています。 それでは、議事に移ります。ここからの進行は、座長に一任します。瀬口座長、よろしくお願いいたします。
	5 議事 (1) 植栽管理計画の実施について
瀬口座長	資料について、まず事務局から説明をいつものようにいただいてから、構成員の皆様方にご意見を伺いたいと思います。議題の (1) 植栽管理計画の実施についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	資料 1「植栽管理計画の実施について」をご覧ください。資料では 4 ページあり、大きな項目として 2 項目あります。1 つ、計画の概要、2 つ、植栽管理の実施検討です。 初めに、1 の計画の概要では、7 項目あります。1 つ目、計画の位置づけです。特別史跡名古屋城跡保存活用計画では、城内の植栽の将来的かつ具体的な維持管理計画として、名古屋城植栽管理計画の策定を行うと定めており、令和 7 年 3 月に策定しました。作成するにあたって、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議において、議事および報告を表 1 のとおり計 4 回にわたって説明し、当会議の構成員の皆様、オブザーバーの皆様から多くのご意見をいただき、当計画に反映させ、目標であった令和 6 年度に策定することができました。構成員の皆様、オブザーバーの皆様、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

	続いて2つ目、計画の目的です。本計画では、文化財である特別史跡名古屋城跡として価値を高めるために、計画的な植栽管理を行い、魅力ある歴史的景観、造園空間を造っていくことを目的としています。 3つ目は、植栽管理の主な課題です。植栽管理の課題は、保存活用計画、植栽管理計画に記載しましたが、主な課題として、資料では3点挙げています。落枝や倒木などにより来場者の安全性が懸念される。文化財に影響を及ぼす可能性の高い樹木がある。天守への眺望の妨げになるなど、城郭としての歴史的景観が阻害される。 ページの右に移り、4つ目は計画範囲です。図1の計画範囲では、赤枠の範囲が植栽管理計画の対象の範囲です。青枠は、二之丸庭園および黒丸の箇所は、国指定の天然記念物の名古屋城のカヤで、対象外としています。図2の特別史跡の管理区分では、緑政土木局の管理区分については計画対象に含み、調整を行い、取り組んでいきます。また、市以外の管理区分については、各管理者に進捗管理などの情報提供を行うとともに協力を求めていく、と植栽管理計画に記載しました。 2ページをご覧ください。5つ目、植栽管理の進め方です。継続的な植栽管理を実施するため、名古屋城の植栽管理は図3のとおり、計画、実施、評価、改善のPDCAサイクルで運用します。現在、名古屋城総合事務所が実施している日常管理は、植栽管理内容や手法等の見直しを行いつつも従来どおり継続します。特別管理は、従来の日常管理で実施できない植栽管理を扱っていきます。日常管理と特別管理は、表2のとおりです。特別管理の内容は、大型化した低木の刈り込み、剪定。文化財へ影響を及ぼす可能性のある樹木の伐採、剪定。安全性が懸念される樹木の伐採、剪定。外来種の伐採。実生で増加していると考えられる樹木の伐採、剪定。市民に親しまれている樹木の伐採、剪定、補植。歴史的建造物等への見通しを阻害する樹木等の伐採、剪定です。 ページの右に移って、6つ目、植栽管理の体制です。植栽管理を進めるにあたり、名古屋城総合事務所、名古屋城調査研究センターの学芸員を含みます。また、有識者、樹木医、造園技術者、検討補助者で構成される実施検討チームを設置します。本計画に基づき、実施検討チームが特別管理の対象樹木の剪定、伐採や剪定等の手法の検討、施工の結果、形成された風致や施工状況の評価を行います。実施検討チームは、名古屋城総合事務所の植栽管理に関わる2つの部署が情報共有できる場として、両部署が共通認識をもって、全体の取りまとめを行うことで円滑に植栽管理事業を進めます。両部署というのは、名古屋城総合事務所の保存整備課、管理活用課を指しています。 また、実施検討チームを構成する造園技術者は、日本庭園や社寺の樹木剪定技術等の専門知識と実務経験を有する者とし、造園技術者が、施工業者と名古屋城総合事務所に技術的指導を行うことで、施工の品質の維持向上を図るとともに、名古屋城の植栽を管理できる作業員の育成と、技術向上を目指します。特別管理に着手する際は、初めに名古屋城総合事務所が実施検討チームの有識者等に相談しながら、植栽管理を実施する範囲を設定します。設定した実施範囲で行う植栽管理の対象樹木や、将来の管理手法を実施検討チームで検討し、計画案を作成して全体整備検討会議で意見をいただいたうえで、施工します。施工時は、造園技術者と有識者が、管理者である名古屋城総合事務所と施工業者に技術的指導を行います。施工後は、実施検討チームが、形成された風致や施工方法等の評価を行い、必要に応じて計画の見直しや新たな対策を検討
--	--

	し、次の植栽管理に活かします。なお、事業を委託する施工業者には、実施検討チームからの技術的指導に従って施工することを、あらかじめ条件として提示していきます。 7つ目、特別管理の実施スケジュールです。計画対象範囲を5つの区分に分けました。1つの実施範囲における特別管理が3段階で完了すると想定した場合、計画対象範囲全体の特別管理は、図5のような流れで進みます。着手する実施範囲Aの2段階目と同時に、2つ目の実施範囲Bの1段階目が始まり、実施範囲Aの3段階目と実施範囲Bの2段階目と同時に、3つ目の実施範囲Cの1段階目が始まるよう、複数の実施範囲の異なる段階の特別管理が同時に進むかたちになります。特別管理は、実施範囲を設定して段階的に着手し、概ね10年で計画範囲全域を一巡することが望ましいと考えています。 3ページをご覧ください。2の植栽管理の実施検討では、4項目を挙げています。1つ目、実施検討チームです。名古屋城植栽管理計画に基づいて、有識者、樹木医、造園技術者、名古屋城調査研究センターの学芸員および名古屋城総合事務所の職員の、表3の構成員で、実施検討チームという組織を設置しました。有識者におかれては、名古屋城植栽管理計画案の作成時にご指導いただいた、丸山副座長様に引き続き、ご指導・ご鞭撻をいただきたいと考え、構成員に加わっていただくとともに、チーム長もお願いしています。樹木医の2名におかれては、一般社団法人日本樹木医会愛知県支部から推薦していただいています。また、造園技術者の2名におかれては、一般社団法人愛知県造園建設業協会および一般社団法人名古屋市造園建設業協会からそれぞれ推薦をいただいています。さらに、名古屋城調査研究センターの学芸員2名、名古屋城総合事務所が事務局となっています。 2つ目は、実施検討チーム会議の開催状況等です。表4のとおりで、実施検討チームの設立後、内容としては令和4年度に行った城内植栽現況調査を基に、懸念される樹木など1本1本を実施検討チームで現地調査、確認を行い、実施検討チームで議論したのち、実施計画案を作成し、今までチーム会議を計3回開催しています。この度、御深井丸西部地区の実施計画案を作成しましたので、今回、全体整備検討会議でご審議をお願いしたいと思います。 ページの右をご覧ください。3つ目は植栽管理計画（特別管理）の実施範囲です。図6に示すとおり、5つの実施範囲AからEまであります。今回は、植栽管理計画に基づいて、実施範囲Aの御深井丸西部地区を実施検討しました。 4つ目として、御深井丸西部地区の特別管理の実施計画案です。実施方法と施工数量を表5にまとめました。実施方法の伐採を行う樹木の位置および概ねのスケジュール予定を4ページの図7に示しています。剪定を行う樹木の位置および概ねのスケジュールを図8に示しています。伐採では、高木103本、中木71本、生垣4本、低木（玉物）9本の計187本を計上しています。剪定では、高木77本、中木7本の計84本を計上しています。低木の切戻剪定では、玉物113か所、寄せ植え12か所の計125か所を計上しています。表6には、高木の伐採の理由および施工数量を記載しています。理由として、文化財への影響、来場者への安全性の確保、外来種、周辺樹木への被圧、見通しを阻害があります。 4ページをご覧ください。図7の伐採位置図についてです。赤丸が伐採するものです。紫丸は、事務局が実施検討チーム会議に確認を仰ぎ、
--	--

	処置なし、施工しないものです。確認を行っていないものは、黄緑の丸です。また、概ねのスケジュールを記載しています。赤色で塗りつぶしてあるものは令和7年度から8年度に施工、黄色で塗りつぶしてあるものは令和9年度に施工、緑色で塗りつぶしてあるものは令和10年度に施工します。7年度においては、当事務所の予算の執行残を活用し、本格的には令和8年度から予算要求し、取り組んでいきます。 図8の剪定位置図についてです。青丸が剪定するものです。紫丸のものは、事務局が実施検討チーム会議に確認を仰ぎ、処置なし、施工しないものです。確認を行っていないものは、黄緑色の丸です。また、概ねのスケジュールも、伐採と同様に記載しています。赤色で塗りつぶしてあるものは令和7年度から3か年程度かけて施工、赤紫色で塗りつぶしてあるものは令和7年度のみ施工、青色で塗りつぶしてあるものは令和8年度に施工、黄色で塗りつぶしてあるものは令和9年度に施工、緑色で塗りつぶしてあるものは令和10年度に施工します。同実施範囲を複数年かけて施工を行っていくことは、植物など環境に対して急激な変化を与えないことを考慮してのことです。 表6の高木の伐採理由の理由を、写真でご説明します。まず、こちらの写真は、文化財への影響があるもの、西北隅櫓に偏っている樹木です。この写真は文化財への影響、石垣へ影響を及ぼしている可能性がある樹木です。この写真は、来場者への安全性の確保の影響がわかる写真だと思います。枯れた枝が落下し、来場者への安全性が懸念される樹木です。見通しの障害。密植され、見通しの妨げになっている樹木。このようなものが、伐採を対象とした樹木の例です。この写真は、剪定を対象とした樹木の例として、文化財への影響ということで、石垣へ影響を及ぼす可能性があるマツの写真です。このようなものを樹木医、有識者の先生と一緒に現場を見ながら、剪定を進めて行きたいと考えています。また、こちらの写真は、剪定の対象とした樹木の例として、見通しの障害、土塁を隠している低木類です。このような低木においては、樹高を低くするような切戻剪定をすることを考えています。 以上が、植栽管理の実施についての説明です。
瀬口座長	今のご説明に関して、ご質問、ご意見をお願いします。
小濱構成員	図7で、伐採は、根元から切り倒して除去するということですね。
事務局	そのとおりです。
小濱構成員	それと、図7の丸の大きさは、何を意味しているのですか。
事務局	樹木の樹冠の大きさを意味しています。樹木の大きさです。
小濱構成員	枝ぶりの大きさですか。
事務局	はい、そうです。
小濱構成員	丸の大きなものは、かなり大きな木だという、そういう意味ですね。

事務局	そうです。
小濱構成員	非常に数が多いと思いますが、これだけ伐採すると、スカスカになるような気がするんですけど。樹木は、どれくらいの割合になるんですか。現状に比べて。
事務局	3 ページをご覧ください。(4) の表 5、表 6 にお示ししています。例えば、表 5 の高木で合計 180 ありますが、そのうち伐採をするのが 110 本ということとまとめています。70 本余りは残るということです。
小濱構成員	そうですか。そうすると半分以上は無くなる、スカスカになるということですね。非常に外見上よくないですね。はい、ありがとうございます。
瀬口座長	ほかに、どうでしょうか。はい、お願いします。
麓構成員	十分検討されていることとは思いますが。文化財への影響を及ぼす可能性というのが、石垣に悪影響を及ぼす、あるいは重要文化財の建物の周辺にあって、倒木等によって重要文化財建造物に被害が及びそうなものを伐採する。それは理解できます。それ以外のものは、これはよその例ですけど、あまりにも樹木がありすぎて、防災設備を設置しているにも関わらず、放水銃のようなものですね。そういうものを設置しているにも関わらず、消火設備と建物の間に樹木があって、直接水がいかない。それも、ある意味文化財への影響を及ぼす可能性がある樹木に該当すると思います。そういうものは、180 本のうちの 100 本近くを伐採するということですから、そういうものも無くなると思っていいでしょうか。その確認はどうでしょうか。
事務局	建物に関係するような樹木においては、今回の実施検討チームで 1 本 1 本確認するとともに、将来的な、消火活動においても、これから重要文化財建造物等保存活用計画と併せて、自主的に同時並行で行っていきたいと考えています。その辺は大丈夫かと考えています。
麓構成員	そういう視点があれば、いいかと思います。 それと、いくつかあるんですけど、2 つ目です。3 ページの図 6 で、名勝庭園になっているところは、植栽管理計画の対象外範囲になっていますよね。これは名勝庭園の樹木の枝の剪定など、当然あると思います。それはちゃんとした、ちゃんとしたというのも変かもしれませんが、高度な技術をもった庭師さんが必要な枝、不要な枝を見ながら剪定していくと思うんですが。今回の A から E までのところは、それほど手厚い樹木管理というのかな、剪定にあたって、名勝庭園ほど気を遣わないと思いますけど、ただ、あまりにも歴史的建造物や見通しを阻害する樹木の剪定ということで、樹形を考えないでバッサバッサと枝を切っていくと、非常に見苦しいものになります。そういう例が、ほかの史跡でもありました。そうならないように、剪定にあたっては、それぞれの木の持つ樹形を保つ。そういう意味では、資料に書かれた、魅力ある歴史的景観、どういう空間を創っていく、ということが反映されればいいと思い

	ますけど。その辺の扱いをよろしくお願いします、ということをお願いしたいです。 それともう一つ、気になったことです。市民に親しまれている樹木の補植、とあります。補植は、具体的にはどういうふうにお考えですか。
事務局	現在、実施検討チーム会議で考えているのは、名古屋城においてマツ、モミジ、サクラの3種類は、非常に重要なものと考えています。本計画では優先順位は低いですけど、サクラについては重要なファクターだと思っているので、この辺は補植についても将来的に考えていかなければいけないのかなと、考えています。
麓構成員	これは、よその例ですけど。補植は原則しないで、伐採しても、そこから新たに芽が出てきて、育つというようなことを、それは積極的にそういう方向に管理していかないといけないですけど。そういうことを行って。補植は、遺構に悪影響を及ぼす可能性があるということで、補植は原則行わないで、伐採したところから育っていくというようなことを進めているところもあります。その辺をご注意いただければと思います。
瀬口座長	はい、お願いします。
藤井構成員	麓委員が言われたところで、尽きるのかもしれませんが。表5について、もう少し説明が欲しいです。3 ページの表 5、実施方法と施工数量というところですか。そもそも、高木というのは、対象地域で何本あるのですか。それぞれ、中木も、生垣も、低木も数値化されているのは、対象となっている木についてのみ書かれています。イメージとして、全体がどのくらいに減るのかということも知りたいです。概数で結構です。正確なことでなくていいと思いますが。
事務局	資料を持ってきましたので、しばらくお待ちください。 御深井丸西部地区だけではないですけど。御深井丸の区域においては、高木は1,303 本あります。その中に、今回御深井丸西部地区と御深井丸茶席群地区と分かれていますので、その辺でイメージをもってもらえるとありがたいと思います。 ちなみに、7 割くらいが御深井丸西部地区にあります。1,300 本の7 割です。
事務局	全体の数量については、前のスライドに表示しています。それぞれのエリアと、高木、中木、低木の玉物とまとめてあります。お手元の資料にはないですが、そちらをご覧くださいと思います。
藤井構成員	ありがとうございます。
瀬口座長	よろしいですか。ほかには、どうでしょうか。
三浦構成員	2 点、お伺いしたいです。まず、1 点目です。ブッシュとなっているような、藪です。防犯の見地から考えて、見通しや、この場合は景観では

	なくて、あくまでも防犯の見地です。 防犯の見地に基づいて、遠くから見えないようなものになると、犯罪の温床になります。ほかの史跡、もしくは都市公園においてはブッシュができないようにしていますが。ブッシュは一本ずつ数えられない、低木や高木に入っていないと思いますが、それは、日常管理で除伐するのでしょうか。それについては、今回、除伐されるんですよね。
事務局	先ほど写真で示したものは、中木や高木が含んでいましたが、なるべく密なところがないように管理していきたいと考えています。
三浦構成員	わかりました。防犯的な見地で、よろしくお願いします。 もう一つは、先ほど麓先生が言われた補植についてです。史跡において、明治維新以前の植生がわかった場合は、それに基づく植生復元ということを考えていく史跡が結構たくさんありますが、ほとんどのところは史料がなくて復元できないです。ところが名古屋城に関しては、金城温古録という非常に詳細な記録があります。そこに描かれている絵図に、御深井丸についても、西之丸についてもそうですが、樹木がどのくらい生えていて、どういうものが生えていたか、全部描いてあります。ほとんどがマツとスギです。補植するくらいだったら、金城温古録でわかっているマツ、スギ、しかもどこにどう生えていたのかもわかっていますので。景観の復元という見地で、補植したほうがいいと思います。 近代になってから生えている所がある。そこは元に戻す。そういうことを考えてもらいたいんですが、いかがでしょうか。
事務局	名古屋城植栽管理計画の中においても、金城温古録の部分については、記載しています。その金城温古録に基づいたところにおいては、そのように進めていきたいと考えています。
瀬口座長	そうであれば、この図 7、8 と金城温古録の樹木との関係を示すほうがいいのではないですか。 どういうふうに入れているのかが、これでは見えないわけです。建前としては金城温古録に従うといっても、実際どうなっているのか見えないというのは、ちょっとわかりづらいと思うんですけど、どうでしょうか。
三浦構成員	金城温古録に描いてある樹層と、現在の樹層はまったく違います。従って、これを補植するというのは、どちらかと言うと史跡に対して保全策だと思います。
瀬口座長	今の言葉を受け取ると、いかに違うかということを示す図も、一緒に併せてほしいということです。なぜ、私が今受け取ったかというと、計画の目的が、歴史的景観をつくっていくとあります。これは、今日いただいた植栽管理計画には、そういうことが一切触れていないです。つくっていくということが。樹木の管理ということだけなので。今日出たのは、新しくつくっていくということが、目的として謳われている。ですから、今言った金城温古録や、明治以前のものの補植に関して、どう考えるのかというところが、ここでは目的で抜けていると思います。それ

	は、いかがでしょうか。
事務局	名古屋城植栽管理計画の 43 ページに、金城温古録の記録の活用方法という記載があります。このところを読んでいただくと、「金城温古録に記載されている樹木は、近世の景観を偲ばせるものであることから、今後新植する場合は金城温古録に記載された樹種を参考に樹種を検討する。」と記載しています。
瀬口座長	すいません。3 ページのどこですか。
事務局	43 ページです。
瀬口座長	43 ページですか。43 ページの活用のところですね。お願いします。
事務局	第 10 項のところです。 金城温古録の記録の活用方法は、「金城温古録の樹木の記録は、樹種名と生育場所を想定範囲に過ぎず、当時の個体は特定されていない。しかし、金城温古録に記載のある樹木は、近世の景観を偲ばせるものであることから、今後新植する場合は、金城温古録に記載された樹種を参考に樹種を検討する。」で、このところは実施検討チームで樹種を検討しながら進めていきたいと考えています。
瀬口座長	今言ったところの、新しい造園空間をつくっていくという目的と、齟齬があるのではないですか、って言っているんです。文章で言うと、齟齬があるでしょう。全然違うものになっています。それはどうでしょうか。
事務局	なかなか金城温古録にすべてを合わせたかたちで、植栽を形成していくというのは、難しい側面があります。今現在、植わっている木もありますので。それを、どう管理していくのかというところが、今回お示した資料になります。しかしながら、ご指摘を受けて、金城温古録にできるだけ合わせていくというのは、我々も考えているところです。そこをしっかりと押さえて、御深井丸西部地区の次は御深井丸茶席群地区になりますが、全体整備検討会議でお諮りするときには、金城温古録の記載がどのようなものであったかを、併せてご説明します。一方で、現状の植栽がこうなっているというのもご説明し、植栽を管理していきたいと考えています。よろしくお願いします。
瀬口座長	管理ということだけでは、石垣や建造物に影響を与えるものは、それなりに情報をチェックして、剪定なり、伐採なりをするという、管理ということならわかります。 しかし、造園をしていくという主張になっているので、そういう場合は、金城温古録などの史料があるのだから、そういうふうにする。そういうふうにするという心掛けであるならば、それとの対比が、図 7、8 に出ていないと、やっぱりいけないように思います。わからないことは、わからない。わかるところは、わかる。御深井丸の北のほうだと、スギがたくさん埋まっているのかどうかわからないですけど、多分埋まって

	いるのでしょうか。そうすると、埋まっているという現状の図が1枚あって。そこのところは、こういう観点から木を切るんです、という視点があってもいいと思います。それが抜けていて、市民に愛されるサクラ、モミジとマツについては植えます、と言われると、それは管理を超えているわけですね。今の答えと違っていると思います。植えていこうというのが、あるわけでしょう。
事務局	先ほどの資料で、補植というワードを書きましたが、補植はできるだけ少なくしたいと考えています。基本的には、伐採や剪定などで管理を行っていきたいと思っています。補植は極力少なくしたいと思っています。 また、ご指摘されたところで、過去との比較というところが今回示されていなかったことは、次回の反省点として活かしていきたいと考えています。
瀬口座長	お願いします。はい、お願いします。
三浦構成員	確認したいのですが、先ほどいただいた植栽管理計画ですけども。28ページあたりの金城温古録に記載された樹木の図があります。ところが、金城温古録自体に描かれている絵図が、引用されていないのですが、金城温古録に描かれている樹木の図は、確認されましたか。まるで違う図なんですけど。
事務局	特別史跡名古屋城跡保存活用計画の資料編に、金城温古録の植栽の位置を示した図を計上しています。それをここに落としてあるので、合っていると思います。
三浦構成員	金城温古録の図は、非常に視覚的にわかりやすいです。スギ、マツがしっかりと、立体的に描かれています。わかりやすいですが、ここに落とし込んである28ページの図は、まったく違ったふうに見えます。 植栽を元のように復元しようと思ったときは、あくまでも元の史料はこうなっていると。その史料を解釈して、確かに1本ずつの木はどれであるか、到底わからないけれども、だいたいどれくらいの大森林があったのか、スギとマツですね、というのはわかります。 もしくは、明治の初め、もしくは江戸末期に撮られた写真に、御深井丸の写真がいっぱいありますよね。非常に高木のマツばかりが、あとスギが写っていて、現状の植生と違うんですね。 そういうところから考えてみると、植生の復元というのは、今回の管理とは違って、名古屋城自体の全体を復元して、元の景観に戻していくということについての話と。絵図ではあるけれども、事実と繋がっていることではあるので、同時に考えないといけないです。特に補植と書いてあるので、変なものを補植するのではなくて、あくまでも植えるのであれば、元に戻すように補植してほしいと思います。 金城温古録の樹木を描いた原図を、こういう資料には添付することで、構成員の皆様方は、これは今と全然違うのではないかとはっきりわかるので、添付してほしいです。今は出せないでしょう。また、いつでもいいから出してもらえると、皆さんよくわかると思います。

事務局	三浦先生からご指摘されましたので、金城温古録のところを確認し、進めていきたいと思います。
瀬口座長	ほかには、どうでしょうか。 私から一つ。3 ページのところに、実施検討チームというのは、樹木医、造園建設業協会それぞれ、推薦なんですかね。この人たちが検討するんですけど、この人たちが業務を請け負うことになるのですか。 それとも、この人たちが検討して、業務を請け負う人たちは、違う業者という認識でしょうか。ここで選ばれると、業務を取れたという感じになっているのでしょうか。
事務局	構成員の業者の方に、そのまま仕事がいくわけではありません。競争入札をして、施工業者を決めていく方式をとっていきたいと考えています。
瀬口座長	その場合に、建築の場合だったら、そういう選考委員や委員は、業務を請け負う側には入らないです。情報が洩れているわけですから。入らないのが常識なんですけど。この場合、入札をする場合に、この方の会社は入札に参加しないという理解でいいですか。
事務局	構成員である業者の方は、入札をする権利はあると思います。
瀬口座長	それだったら、発注する側と計画する側が一体化するから、通常の設計業務と管理業務を分離するという、いわゆる公平性の原則に反するのではないですか。 という考えもあると思うんですけど。それは、構わないということですね。
事務局	実施検討チームの構成員の方は、企業である会社をお願いしたのではなくて、それぞれ造園建設業界（協会）のほうから選んで来てもらっている方なので、今回の植栽管理計画においては、それぞれの建設業界のほうにバックされオープンになるので、ほぼすべての業者の方が把握しているという認識のもとで、競争入札を行っていくということになります。
瀬口座長	名古屋市は、だいたいそういうことでやっているということですね。
事務局	はい。
瀬口座長	そうですね、はい。通常、プロポーザルなどをやるときは、プロポーザルの選考委員とか、そういう委員さんたちは応募できないですよね。そういうこととは違うという認識ですね。
事務局	今座長からご指摘がありましたので、入札の公平性、透明性というところはしっかりふまえたうえで、入札にかけていきたいと思っています。 実際に今年度も予算をかき集めて、年度の後半のあたりで実施したい

	と考えています。そこまで検討する時間がありますので、ご指摘の部分をしっかり押さえて、取り組みたいと考えています。
瀬口座長	お願いします。ほかには、よろしいでしょうか。ほかになれば、今ご意見をいただいて、現状変更許可が必要ですが、どうでしょうか。やはり、きちんと目的も書き直して、金城温古録の絵図も添えて、もう1回審議をするべきか。あるいは、そのことをふまえてよろしい、と皆さんは思われるのでしょうか。ご意見をお伺いします。
三浦構成員	障害木の除伐に関しては、このまま認めてもいいのではないかと思います。これからは、補植についての話になりますから。
瀬口座長	今、やさしいお言葉がありましたので。これは市の教育委員会の許可になりますか。
文化財保護課	国になります。
瀬口座長	国ですか。国だそうです。本件については、皆様方のご意見をふまえて、修正はしてもらうんですけど、現状変更許可については、必要な手続きを進めていくということで了解したということで、進めていただきたいと思います。 それでは、この1件だけですので、本日の議事はこれで終了します。進行を事務局のほうでお願いします。
事務局	瀬口座長、円滑な進行をありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。最後に、オブザーバーで参加いただいた渋谷主任調査官、平澤主任調査官、水越主査、何かコメントがありましたら、よろしくお願いします。
渋谷オブザーバー	すいません、接続が不安定で抜けたりしておりました。本日もご意見をいただき、ありがとうございます。樹木の管理については、なるほど名古屋城跡だけでなく、ほかの城郭や史跡等もいろいろ問題になるところがありまして。今回しようとしているのが、ほかの構成要素に対してのマイナスの影響があるというところで、それをどう整備していくのか、という話があったと思います。 それに加えて、補植の際について、ご議論の中で、近世の姿を目指すような補植の方針であろうか、というところが出されたと理解しました。非常に樹木の話題というのは、ナーバスな問題もあります。本日も、非常に暑い中切ってもいいのかという話もありますけども、3段階に分けて、徐々に管理していくところは、樹木にも配慮されて作られているなど見受けました。引き続き、全体的な方針を、ちょっと宿題が出たかもしれませんが、しっかり進めていただけたらと思います。
事務局	ありがとうございます。
平澤オブザーバー	さまざまな支障に対する対応として、管理していくと。まず全体が、障害がある状態だということで、一通り行っていくことが先決だと思い

	ます。麓委員からのご指摘のように、支障の除去という観点で作業をしていく状況が多いと思いますが、将来的に、名古屋城全体の風景をどのようなかたちで、積極的につくっていくのか。これが樹木の取り扱いで重要だと思います。実施を重ねながら、その点も検討を深めてもらいたいと思います。 それから、三浦委員と瀬口座長からご指摘があったとおり、金城温古録という精密な記録との対照、関係を常に確認できるようにしながら、準備をする。例えば、今の議論では、本丸は初期の状態を施工しています。二之丸は文政の時代を目指して、保存整備を進めていますから、名古屋城のどこかの時代の再現をすることを目的としていないわけで。長い名古屋城の歴史、城跡になった後の計画、現在都市公園として利用されているところなど総合して全体をどうするのか、ということも、実際に作業を進めていく中で、検討を深めていってもらえればと思います。
事務局	ありがとうございます。
水越オブザーバー	昨今、いろいろな公共空間で、最近の大雨や猛暑など気象の関係で樹木の倒木等が課題となっています。本日の議論であったように、歴史的景観を配慮するのは大前提ですが、安全面についても、来場者の安全に関わることなので、そちらにも配慮して進めていただければと思います。
事務局	オブザーバーの皆様、ありがとうございました。本日も、熱心なご議論でいただいた、ご意見、ご指摘に関しては、今後の検討に活かさせていただきます。以上をもちまして、本日の全体整備検討会議を終了します。長時間にわたり、ありがとうございました。